

家電リサイクル法上の小売業者の義務について (地域小売店関係の御説明)

平成29年11月22日

経済産業省 商務情報政策局 情報産業課 環境リサイクル室

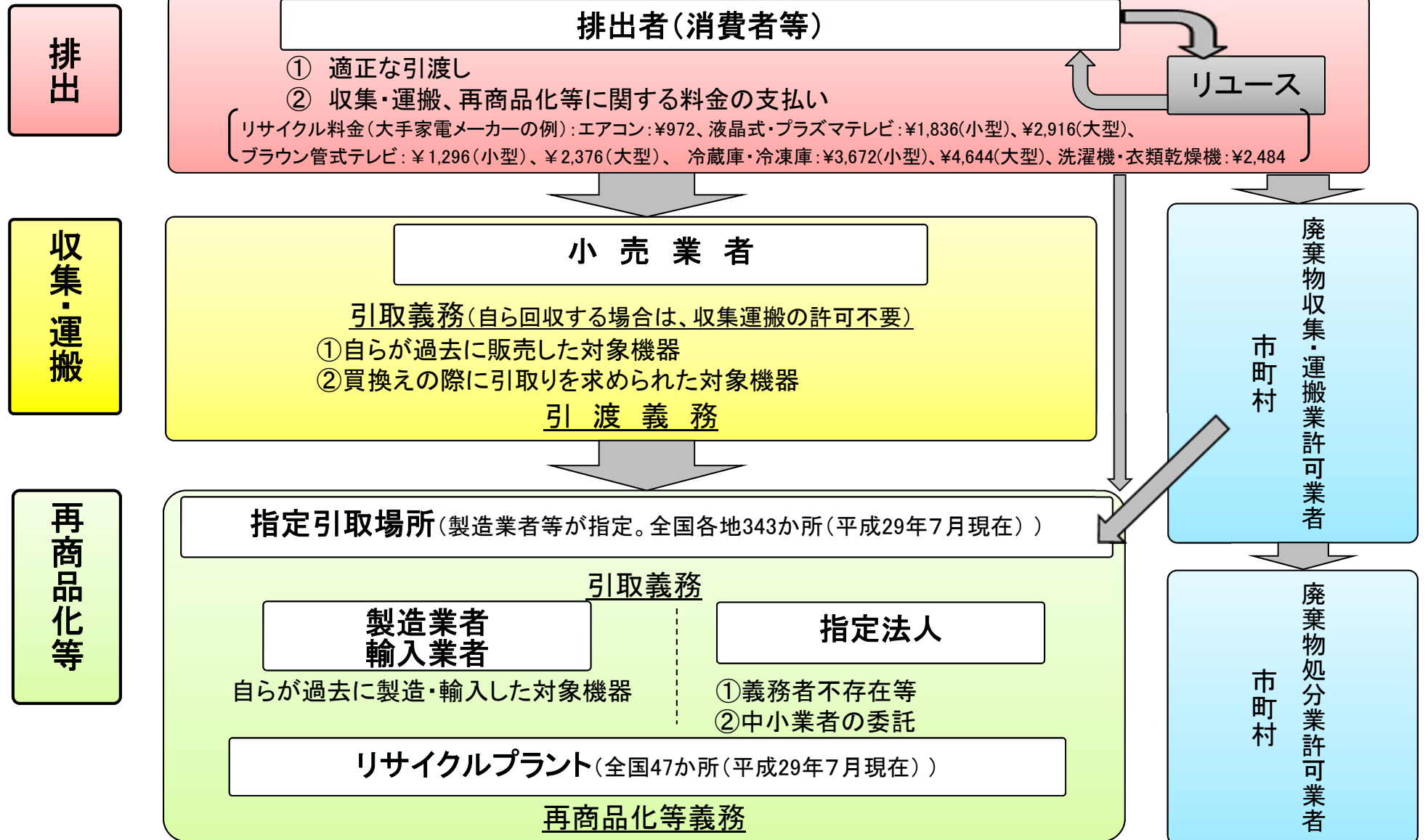
【使用上の注意】

この資料は、地域小売店関係の方が使用されることを前提として、地域小売店に関係が薄い場合が多いと考えられる箇所の説明を省略するとともに、表現の正確さよりも分かりやすさを重視して作成しております。

地域小売店関係の方以外における使用は想定しておりませんので、御留意ください。

家電リサイクル法のポイント

廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的(経済産業省・環境省の共管法)。エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶式・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機が対象品目。



家電リサイクル法の対象機器

家電製品の中でも、以下の機器(いわゆる「家電4品目」)は家電リサイクル法の対象であり、リサイクルに関して、家電4品目を販売するすべての小売業者に法律上の義務が課されている。

家電4品目については、法律上の義務に反しないよう、日頃の業務の中でも特に留意する必要がある。

【家電リサイクル法の対象機器(いわゆる「家電4品目」)】

①エアコン



②テレビ(ブラウン管式、液晶式・プラズマ式)



③冷蔵庫・冷凍庫



④洗濯機・衣類乾燥機



※上記の「家庭用機器」が対象。事業所で用いる場合であっても、「家庭用機器」であれば対象となる。

※携帯用液晶テレビや壁埋込型テレビなどは対象外。

家電リサイクル法における小売業者の義務の概要①

排出者(消費者等)からの引取義務

「自らが過去に販売した対象機器」又は「買換えの際に引取りを求められた対象機器」は、排出者から引取りを求められたときは、排出者が排出する場所(排出者の家庭など)で、引取りを行う義務があります。

※上記の引取りは「法律上の義務」ですが、家庭から排出される家電4品目について、上記以外のもの(小売業者に引取義務がないもの)も引き取ることができます。引き取った場合には、下記の「製造業者等への引渡義務」が発生します。

製造業者等への引渡義務(指定引取場所への持込み)

排出者から対象機器を引き取ったときは、指定引取場所に運搬し、指定引取場所において製造業者等への引渡しを行う義務があります。

※最寄りの指定引取場所の位置は、一般財団法人家電製品協会のウェブサイトで確認できます。

<http://www.e-map.ne.jp/p/rkcsymap/>

※運搬を自社で実施する場合には廃棄物処理法上の許可を受ける必要はありませんが、自社以外の者に委託する場合には、委託先の業者が廃棄物処理法上の産業廃棄物収集運搬許可又は一般廃棄物収集運搬許可を有している必要があります。こうした許可を有しない単なる運送業者に委託することはできません。

家電リサイクル法における小売業者の義務の概要②

収集運搬料金の公表・応答(リサイクル料金を含む。)義務

収集運搬料金(小売業者の運搬料金)はあらかじめ決めておき、店頭に見やすく掲示するなどして公表する義務があります。また、収集運搬料金やリサイクル料金(メーカーごとに定められている料金)について問われた場合には、応答する義務があります。

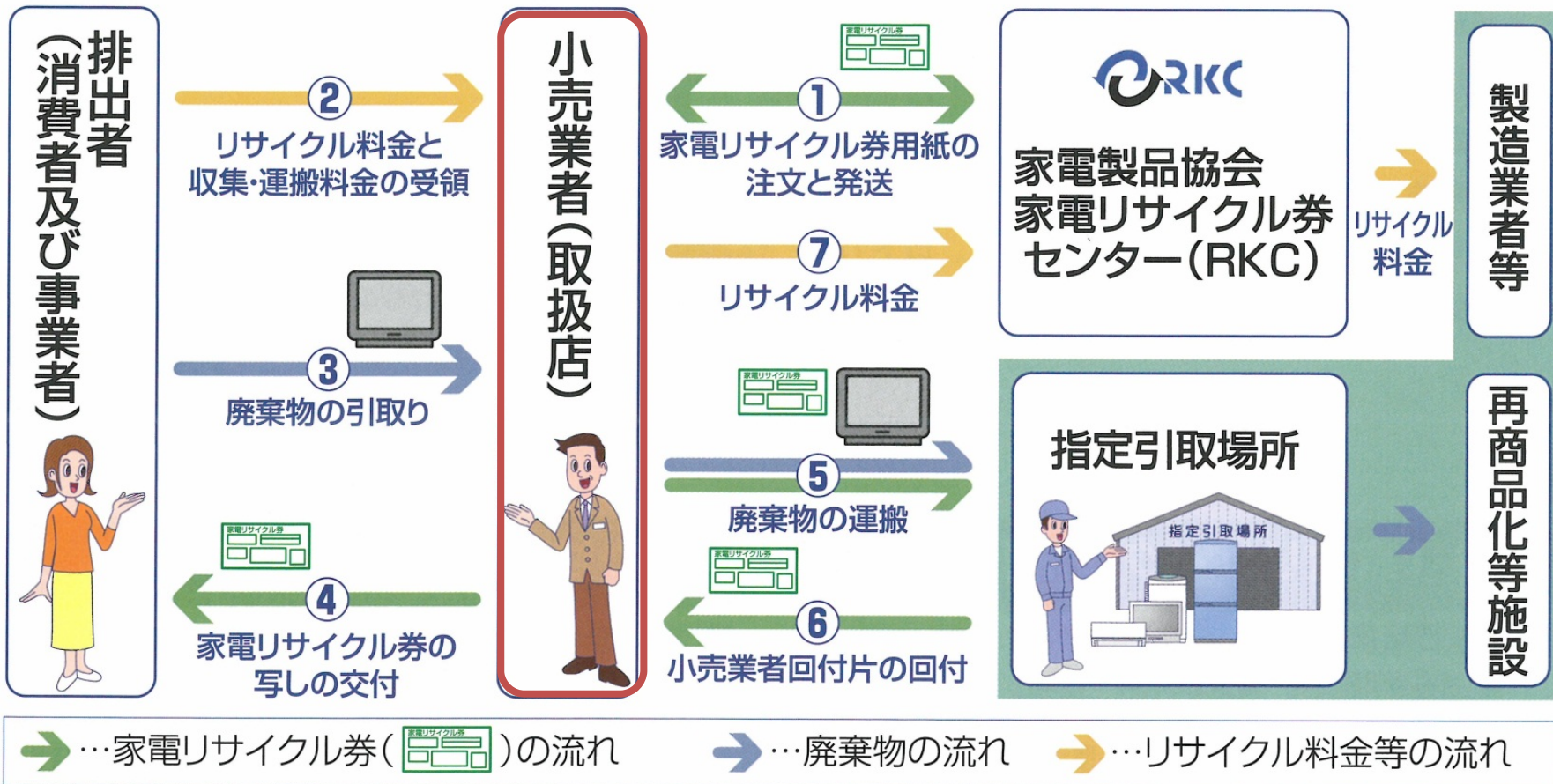
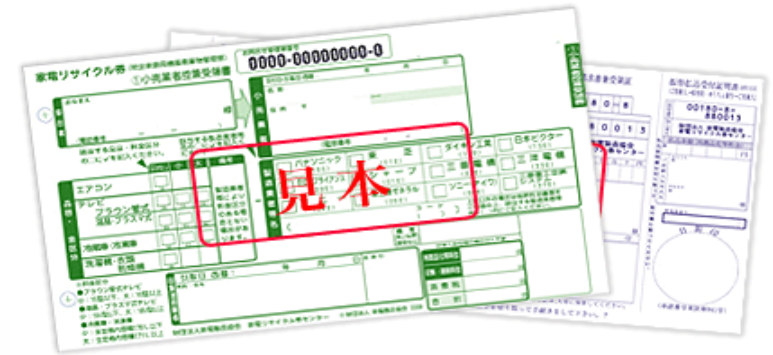
※近年、主要メーカーのリサイクル料金は毎年度4月1日付で改定されています。家電リサイクル券センターのリサイクル料金一覧表について、最新版を参照するようにしてください。

リサイクル券(管理票)の交付・管理・保管等義務

排出者から対象機器を引き取ったときは、リサイクル券(管理票)に必要事項を記入し、排出者控えを排出者に交付する義務があります。また、指定引取場所において引渡しを行った際に指定引取場所から回付片を受け取り、小売業者の控えとともに3年間保管する義務があります。

(参考)一般財団法人家電製品協会が運用している家電リサイクル券システムの概要

一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター
 TEL0120-319640 (午前9時~午後6時(日・祝休))
http://www.rkc.aeha.or.jp/text/s_index.html



不用品回収業者に注意！

製造業者等への引渡義務(指定引取場所への持込み)

排出者から対象機器を引き取ったときは、指定引取場所に運搬し、指定引取場所において製造業者等への引渡しを行う義務があります。

排出者から対象機器を引取り、不用品回収業者に引き渡した場合、排出者から収集運搬料金及びリサイクル料金を受け取っているか否かにかかわらず、家電リサイクル法に規定する引渡義務への明確な違反となります。

⇒不用品回収業者が「古物商許可」などの「〇〇許可」を持っていたとしても、関係ありません。

⇒不用品回収業者が「リサイクルする」「リユースする」などと述べていたとしても、関係ありません。「リサイクルする」「リユースする」などと言葉巧みに説明する違法な不用品回収業者も存在します。

※厳密には、収集運搬料金及びリサイクル料金を受領せず、引き取った機器を、自らリユースする場合や、リユース又はリユース販売を行う者(リユース又はリユースを行うと称しているのみではなく、本当に適切に行われている必要がある。)に売却する又は無償譲渡する(費用を払って譲渡するのは不可)場合には違法にはならないが、地域小売店においてそうしたリユース販売等を行う機会は少ないと考えられることから、基本的には、「引き取ったら、製造業者等に引き渡ししかない」という運用をしていただきたい。

家電リサイクル法違反に対する対応

- ◆ 以上の小売業者の義務の履行状況については、経済産業省（経済産業局）・環境省（地方環境事務所）による立入検査を実施し（平成28年度：452件実施）、適正に義務を果たしているかを定期的に確認
 - ※ 立入検査を拒否すると刑事罰の対象となるので、注意が必要。
- ◆ 立入検査や外部からの通報等により、**家電リサイクル法の義務違反が発覚した場合は、以下のような手順により、経済産業省・環境省が行政指導、行政処分、刑事告発を実施**

家電リサイクル法違反事実の確定

重大な違反（過去に指導を受けたにもかかわらず再度違反事実が確定した場合を含む。）

経済産業大臣・環境大臣
による勧告

※通常、社名及び店舗情報を含む事実関係の公表を伴う。

従わない場合

経済産業大臣・環境大臣に
よる措置命令

刑事告発

法人及び代表者に対して50万円以下の罰金

※勧告を行わない場合であっても、個別の事案の状況に応じ、社名及び店舗情報を含む事実関係の公表を行っている。

環境省共同発表

平成 29 年 10 月 31 日

家電リサイクル法対象機器の不適正処理に係る勧告及び 報告徴収を行いました

株式会社野田屋が営む「電化ストア野田屋」(千葉県浦安市)において、排出者から引き取った特定家庭用機器廃棄物の一部が、製造業者等以外の者(いわゆる「不用品回収業者」)に引き渡されていたことから、経済産業省及び環境省は、家電リサイクル法第 16 条第 1 項に基づき、株式会社野田屋に対し、排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、製造業者等に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡すべき旨の勧告等を行いました。

1. 経緯・事実関係

特定家庭用機器再商品化法(以下「家電リサイクル法」という。)上の小売業者に該当する株式会社野田屋が運営する「電化ストア野田屋」(千葉県浦安市)に対して、関東経済産業局及び関東地方環境事務所が家電リサイクル法第 53 条第 1 項に基づく立入検査を実施したところ、排出者から引き取った特定家庭用機器廃棄物の一部が、製造業者等以外の者(いわゆる「不用品回収業者」)に引き渡されていた事実が確認されました。

これを受け、平成 29 年 10 月 13 日、経済産業省及び環境省において、株式会社野田屋に対し、家電リサイクル法第 52 条に基づき報告を求めたところ、同月 20 日、同社から、平成 24 年 10 月から平成 29 年 7 月までの間において、計 906 台の特定家庭用機器廃棄物を引き取った際、排出者から収集運搬料金及びリサイクル料金を受領しながら、特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券)を発行せず、かつ製造業者等以外の者に対して有償若しくは無償による譲渡又は逆有償による引渡しをしていたとの報告を受けました。

株式会社野田屋から報告された、製造業者等への引渡しを行わなかった特定家庭用機器廃棄物の台数(平成 24 年 10 月～平成 29 年 7 月)

エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・衣類乾燥機	合計
507 台	159 台	62 台	178 台	906 台

2. 家電リサイクル法に基づく勧告及び報告徴収

小売業者には、家電リサイクル法第 10 条の規定に基づき、排出者から引き取った特定家庭用機器廃棄物を製造業者等に引き渡す義務が課せられており、本件は当該引渡義務違反に該当することから、平成 29 年 10 月 31 日付けで家電リサイク

ル法第 16 条第 1 項及び第 52 条に基づき、以下のとおり勧告を行うとともに報告を求めました。

(1) 勧告の名宛人

株式会社野田屋 代表取締役 高橋 茂夫

(2) 勧告の内容

排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、自ら当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用する場合、又は特定家庭用機器として再度使用し、若しくは販売する者に有償若しくは無償で譲渡する場合を除き、家電リサイクル法第 10 条に基づき製造業者等に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡すこと。

(3) 報告を求めた事項

- ①平成 29 年 10 月からの 1 年間における、毎月の特定家庭用機器廃棄物の引取り及び引渡しの状況
 - ②引渡義務違反案件に係る特定家庭用機器廃棄物の収集運搬料金及びリサイクル料金の排出者への返還の状況
- ※報告期限:① 当該月の翌月末まで
② 返還完了までの間、毎月末

3. 小売業者の団体を通じた注意喚起

本件のような不適正な引渡しを防止し、家電リサイクル法の遵守を図るため、小売業者の団体を通じ、適正な引渡しについての周知徹底を行いました。

4. 参考(会社概要)

会社名 株式会社野田屋
 代表者 代表取締役 高橋 茂夫
 店舗 電化ストア野田屋
 所在地 千葉県浦安市猫実 4-14-16

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業省商務情報政策局 情報産業課 環境リサイクル室長 田中
 担当者:鈴木、田邊
 電話:03-3501-1511(内線 3981~7)
 03-3501-6944(直通)
 03-3580-2769(FAX)
 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室長 小笠原
 担当者:長谷、中根、菊地
 電話:03-3581-3351(内線 6804、7863、6829)
 03-5501-3153(直通)
 03-3593-8262(FAX)